

令和6年度 七尾市ひとり親家庭・多子世帯放課後児童クラブ利用料助成



七尾市では、ひとり親家庭及び多子世帯の放課後児童クラブ利用に係る経済的負担を軽減するために助成を行っております。

七尾市放課後児童クラブ保育料

- ・ 児童1人当たり月額**4,500円**
- ・ 世帯で2人以上の児童が同時に入所しているときは、第2子以降は月額**3,500円**
- ・ 1か月の利用日数が12日以下の場合には一律**2,250円**



●助成対象者

申請種別	ひとり親家庭 放課後児童クラブ利用料助成	多子世帯 放課後児童クラブ利用料助成
対象児童	ひとり親家庭の児童	第2子以降の通所している児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育する子どものうち、年長者から数えて)
助成条件	放課後児童クラブに保育料を支払った方（保育料に未納がある場合は助成されません。）	
	原則児童扶養手当受給もしくはひとり親家庭医療費助成対象の世帯	令和6年度の市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯
	毎年8月1日～8月31日までの間に所得状況の確認があります。(児童扶養手当、ひとり親の医療費助成と同じです。)	※ただし以下の対象は、77,101円未満の世帯 ・ひとり親世帯 ・障害者手帳を交付された方と同居している世帯 ・特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の受給者と同居している世帯
	利用期間	所得状況
	4月～10月まで	令和5年の所得
11月～3月まで	令和6年の所得	
助成額 (おやつ代・その他費用は除く)	保育料相当額(月額 3,000円 を上限)	保育料相当額(月額 4,500円 を上限)
提出期限	入所した月の月末 ※申請月からの助成対象となります。	
提出先	子育て支援課窓口（郵送可：〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階） または、下記二次元コードから電子申請サービスで申込	
電子申請サービス		

申請書は、子育て支援課窓口・各放課後児童クラブにあります。

●審査結果のお知らせ

申請書受付後、翌月中に認定・却下の結果を通知します。ただし、4～7月申請分は7月末にまとめた結果通知となります。

●助成金の振込

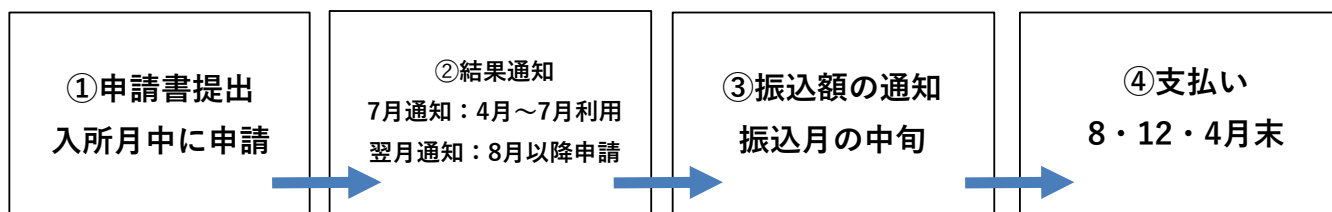
多子世帯は原則、児童手当の口座に振り込みます。

口座変更を希望の場合、①口座変更届の申請と②変更後の通帳の写しが必要です。

※ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成の振込先は申請書に記載いただきます。

振込月	対象月
8月末	4～7月利用分
12月末	8～11月利用分
翌年度4月末	12～3月利用分

●申請から助成金振込までの流れ



●その他

- ・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用助成の対象者であっても、多子世帯の認定を受けた児童分は、多子世帯から保育料の全額を助成します。
- ・助成の対象は保育料のみで、おやつ代は含みません。
- ・本年度に行った最初の申請以降に世帯状況の変更(婚姻、離婚又は同居者の障害の認定消滅等)が生じた場合は、変更申請書の提出が必要です。変更事由が発生した月に必ず申請してください。

●注意事項

- ・年度ごとの申請のため、**前年度申請した場合であっても、今年度改めて申請する必要があります。**

【お問い合わせ先】

七尾市健康福祉部子育て支援課

TEL: 53-8445(ひとり親家庭助成に関すること)

53-8419(多子世帯助成に関すること)

mail: kosodate@city.nanao.lg.jp